

農林水産省補助事業

2016 年度青果物の輸出重点国における 流通構造調査（タイ）

2017 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

バンコク事務所

農林水産・食品部 農林産品支援課

【免責条項】 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任にインタビューをいってご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

ジェトロは、農林水産業の輸出力強化戦略に基づき、平成 32（2020）年までに農林水産物・食品の輸出額 1 兆円水準を目指すという政府目標の前倒し達成に向けて、取り組みを進めている。

他方、日本から農林水産物・食品を輸出するにあたり、輸出者は流通（物流）面で課題・問題点を抱えており、現地でも価格面で競争劣位にあるケースが多い。また、日本から現地消費者の手に渡るまでの経路、流通段階で発生するトラブル（品質劣化等）、現地での販売価格についても不明な点が多い。このため、ジェトロでは、輸出重点品目について日本から輸出重点国・地域の消費者の手に渡るまでの流通構造の調査を行ってきたところであり、引き続きこれまで調査が十分に行われていない国・地域、品目について調査を行う必要がある。

本調査報告書は、調査対象国・地域における輸入規制や流通（物流）構造、市場実態等を明らかにすることで、青果物の輸出に携わる事業者・生産者等の関係者が、これらの国・地域に係る輸出戦略を検討する際、又は実際に輸出実務を遂行する際に有益な情報として活用されることを目的とした。

本調査結果が日本産農林水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いである。

2017 年 3 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
バンコク事務所
農林水産・食品部 農林産品支援課

目 次

1. 基礎情報

- 1-1. 青果物全体および輸出重点品目の生産・輸入・輸出動向 1
- 1-2. 輸出重点品目の現地小売価格の動向 15

2. 流通構造および価格形成の実態把握

2-1. 青果物を取り扱う現地の事業者

- 2-1-1. 青果物（又は食品）全体の市場規模 16
- 2-1-2. 青果物を取り扱う主要な事業者 17
- 2-1-3. 日本産青果物の取扱事業者 18

2-2. 調査対象品目の流通経路、時間

- 2-2-1. 日本の生産地から輸出先の小売業者等に届くまでに辿る経路、時間 ... 19
- 2-2-2. 日本産品との主な競合品（他国産、当該国産）の状況 21

2-3. 調査対象品目（輸出実績がある品目）の流通費用

- 2-3-1. 日本産品の輸送費や保険料、マージン、関税、物品税や
消費税等の費用構造 21
- 2-3-2. 日本産品との主な競合品（他国産、当該国産）の状況 22

2-4. 現地の商習慣

- 2-4-1. 取引の基本的な条件 22
- 2-4-2. 取引価格の決め方 22
- 2-4-3. 商品の引き取り方法 23
- 2-4-4. その他 23

3. 需要	
3-1. 概況	
3-1-1. 調査対象品目の現地での食習慣	23
3-1-2. 調査対象品目の日本産、他国産、現地産の競合状況	24
3-2. 小売	
3-2-1. 調査対象品目の日本産、他国産、現地産の売り場の状況	25
3-2-2. 調査対象品目の日本産の主な購買層	26
4. 輸入規制およびその対応に係る実態把握	27
4-1. タイにおける食品輸入関連規制	27
4-2. 原発事故に関するタイ政府の規制および風評被害	28
4-3. 輸入規制の対応に係る実態	28
4-3-1. 加工食品の現地輸入規制	28
4-3-2. 現地輸入手続き	32

1. 基礎情報

1-1 青果物全体および輸出重点品目の生産・輸入・輸出動向

青果物全体の国内生産量推移

単位：百万バーツ

品目	2016年 (1-6月)	2015年	2014年	2013年
バナナ	1,544,264	1,469,534	1,419,863	1,427,770
ロンガン	1,453,808	1,744,244	1,989,808	855,000
ドリアン	1,048,126	1,203,768	1,263,550	569,000
ランブータン	446,516	632,630	643,442	316,000
マンゴスチン	409,202	399,752	578,748	279,000
ロンコン	259,828	276,442	355,956	161,000
スイカ	157,889	166,287	158,790	136,171
パパイヤ	144,757	166,679	157,572	169,732
ライチ	61,084	111,954	131,066	48,000
パイナップル	-	1,785,000	1,917,000	2,068,000
タンジェリン	-	-	138,000	156,000

ロンガン、ドリアン、ライチ、ランブータン、パイナップル、マンゴスチン、ロンコンとも2015年の生産量は減少している。2016年は半年の集計であるが、バナナ、マンゴスチンの生産量は増加している。作付面積の年変動は大きい。

青果物全体の輸入量推移

単位：百万バツ

品目	国別	2016年	2015年	2014年	2013年
りんご	中国	6,340	5,337	3,602	3,537
	ニュージーランド	1,262	1,590	1,076	1,208
	米国	587	737	591	705
	フランス	201	239	192	149
	日本	56	55	41	49
	その他	55	62	41	22
	計		8,501	8,020	5,543
ぶどう	ペルー	3,007	2,679	1,531	1,487
	中国	887	1,166	1,187	742
	米国	647	569	625	594
	オーストラリア	482	248	218	356
	チリ	346	162	129	197
	インド	248	186	262	234
	その他	55	38	20	10
計		5,672	5,048	3,972	3,620
タンジェリン	中国	4,226	3,709	3,624	3,836
	オーストラリア	408	200	127	99
	ミャンマー	49	35	30	34
	米国	28	30	48	83
	南アフリカ	35	21	28	30
	日本	4	3	4	4
	その他	16	0	2	2
計		4,766	3,998	3,863	4,088

単位：百万バーツ

品目	国別	2016年	2015年	2014年	2013年
バナナ	ラオス	162	106	68	107
	フィリピン	0	-	0	0
	中国	3	1	3	2
	コスタリカ	0	-	-	-
	カンボジア	-	0	-	-
	南アフリカ	-	-	0	0
	その他	0	0	-	0
	計	165	107	72	109
パイナップル	ミャンマー	3	-	-	-
	中国	0	0	0	0
	米国	0	-	0	-
	カナダ	-	0	0	-
	スペイン	-	0	-	0
	日本	-	-	0	-
	その他	-	-	0	0
	計	3	0	0	1
マンゴー	カンボジア	54	3	2	3
	フィリピン	15	1	1	1
	中国	2	-	1	0
	インドネシア	1	0	0	-
	インド	0	0	0	0
	その他	-	4	1	1
	計	72	8	5	5

単位：百万バーツ

品目	国別	2016年	2015年	2014年	2013年
いちご	オーストラリア	100	57	33	24
	ニュージーランド	84	79	36	31
	韓国	70	42	30	32
	米国	57	56	51	45
	日本	20	9	5	4
	インドネシア	4	8	6	6
	その他	1	1	2	1
	計	336	252	163	143
メロン	中国	514	331	135	179
	日本	9	3	2	2
	韓国	0	0	0	0
	米国	-	-	-	0
	その他	-	1	2	0
	計	523	335	139	181

出所：The Customs Department

2016年のりんごの輸入は8,501百万バーツ（対前年比106.0%）であった。主要輸入国は中国、ニュージーランド、米国であり、中国からの輸入は全体の74.6%を占めるほど伸びている。

ぶどうの輸入は5,672百万バーツ（対前年比112.4%）であった。主要輸入国はペルー、中国、米国であり、ペルーからの輸入は全体の53.0%を占めるほど伸びている。

タンジェリンの輸入は4,766百万バーツ（対前年比119.2%）であった。主要輸入国は中国、オーストラリアであり、中国からの輸入は全体の88.7%を占めるほど伸びている。

バナナの輸入は165百万バーツ（対前年比154.2%）であった。主要輸入国はラオスであり、全体の98.2%を占めている。

いちごの輸入は336百万バーツ（対前年比133.3%）であった。主要輸入国はオーストラリア、ニュージーランド、韓国、米国であり、オーストラリア、ニュージーランドからの輸入は全体の54.8%を占めるほど伸びている。

メロンの輸入は523百万バーツ（対前年比156.1%）であった。主要輸入国は中国であり、全体の98.3%を占めている。

マンゴーの輸入は72百万バーツ（対前年比900.0%）であった。主要輸入国はカンボジアであり、全体の75.0%を占めている。

パイナップルは若干量の輸入がミャンマーからあった。

青果物全体の輸出货量推移

単位：百万パーツ

品目	国別	2016年	2015年	2014年	2013年
ロンガン	ベトナム	5,971	3,385	2,030	1,069
	中国	2,839	3,735	2,710	4,293
	インドネシア	1,770	1,378	1,996	1,312
	香港	706	827	863	1,370
	シンガポール	110	130	81	93
	その他	220	298	254	366
	計	11,616	9,753	7,934	8,503
ドリアン	中国	8,949	6,575	5,167	4,305
	香港	4,941	5,476	6,370	2,569
	ベトナム	2,869	491	220	70
	台湾	350	351	326	189
	インドネシア	130	256	285	136
	日本	8	6	12	9
	その他	222	91	56	67
計	17,469	13,246	12,436	7,345	
ライチ	中国	66	35	58	30
	インドネシア	14	4	3	1
	マレーシア	9	19	18	5
	UAE	3	9	14	7
	シンガポール	1	1	6	0
	その他	5	5	39	15
計	98	73	138	58	

単位：百万パーツ

品目	国別	2016年	2015年	2014年	2013年
タンジェリン	中国	207	194	167	173
	香港	117	63	50	53
	ベトナム	112	86	214	9
	ラオス	42	15	8	17
	米国	19	38	3	0
	日本	0	1	1	0
	その他	43	34	75	64
	計	540	431	518	316
ランブータン	UAE	57	81	63	90
	オマーン	11	10	2	0
	サウジアラビア	9	7	7	6
	ベトナム	4	31	9	6
	ミャンマー	4	6	4	4
	日本	0	0	0	0
	その他	27	48	35	42
	計	112	183	120	148
パイナップル	中国	16	2	4	2
	ラオス	6	2	0	0
	シンガポール	5	5	7	10
	マレーシア	4	3	1	1
	日本	3	0	1	0
	ミャンマー	1	0	0	0
	その他	22	43	65	44
	計	57	55	78	57

単位：百万パーツ

品目	国別	2016年	2015年	2014年	2013年
マンゴスチン	ベトナム	2,089	1,756	2,533	1,988
	中国	1,619	2,087	1,488	1,444
	香港	137	146	477	485
	米国	121	102	88	80
	ラオス	101	35	12	12
	日本	13	16	17	18
	その他	194	189	166	224
	計	4,274	4,331	4,781	4,251
マンゴー	韓国	694	627	489	240
	ベトナム	154	177	386	300
	日本	154	136	144	154
	中国	116	114	82	36
	マレーシア	56	62	71	61
	その他	256	286	334	219
	計	1,430	1,402	1,506	1,010
バナナ	中国	231	333	230	123
	米国	127	68	50	62
	日本	59	64	51	50
	香港	20	65	198	97
	ベトナム	17	12	7	3
	その他	492	519	533	48
	計	946	1,061	1,069	383
すいか	サウジアラビア	1	0	-	0
	ラオス	1	1	1	1
	スリランカ	-	1	-	-
	マレーシア	1	1	0	0
	日本	0	0	-	0
	その他	3	1	2	3
	計	5	4	3	4

単位：百万パーツ

品目	国別	2016年	2015年	2014年	2013年
パパイヤ	UAE	3	6	6	6
	中国	0	0	1	0
	サウジアラビア	0	0	0	1
	香港	0	0	5	0
	フランス	0	0	2	-
	その他	0	1	8	1
	計	3	7	22	8

出所：The Customs Department

2016年のロンガンの輸出は11,616百万パーツ（対前年比119.1%）であった。主要輸出先国はベトナム、中国、インドネシアであり、ベトナム向けは全体の51.4%を占めるほど伸びている。

ドリアンの輸出は17,469百万パーツ（対前年比131.9%）であった。主要輸出先国は中国、香港、ベトナムであり、中国向けは全体の51.2%を占めるほど伸びている。

ライチの輸出は98百万パーツ（対前年比134.2%）であった。主要輸出先国は中国、インドネシア、マレーシアであり、中国向けは全体の67.3%を占めている。

タンジェリンの輸出は540百万パーツ（対前年比125.3%）であった。主要輸出先国は中国、香港、ベトナムである。

ランブータンの輸出は112百万パーツ（対前年比61.2%）であった。主要輸出先国はUAE、オマーン、サウジアラビアである。

パイナップルの輸出は57百万パーツ（対前年比103.6%）であった。主要輸出先国は中国である。

マンゴスチンの輸出は4,274百万パーツ（対前年比98.7%）であった。主要輸出先国はベトナム、中国であり、両国向けで全体の86.8%を占めている。

マンゴーの輸出は1,430百万パーツ（対前年比102.0%）であった。主要輸出先国は韓国、ベトナム、日本であり、韓国向けは全体の48.5%を占めている。

バナナの輸出は946百万パーツ（対前年比89.2%）であった。主要輸出先国は中国、米国であり、両国向けで全体の37.8%を占めている。

すいか、パパイヤの輸出は若干量にとどまっている。

輸出重点品目の輸入量推移

りんご

単位：数量（トン）、金額（千パーツ）

国名	2016年		2015年		2014年		2013年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	142,885	6,339,801	100,247	5,337,174	85,303	3,601,541	95,312	3,537,423
ニュージーランド	25,120	1,261,916	30,022	1,589,712	20,673	1,076,183	25,749	1,208,455
米国	14,982	587,207	21,435	736,550	17,352	590,581	19,161	705,337
フランス	4,985	201,431	6,219	239,144	4,878	191,667	3,175	149,527
チリ	684	30,258	438	16,326	715	27,035	123	3,429
日本	267	55,650	326	54,912	255	41,115	292	48,697
オーストラリア	223	13,175	578	35,498	88	6,218	156	9,433
カナダ	167	8,304	131	5,558	37	997	N/A	N/A
韓国	33	3,106	31	2,888	33	2,498	56	3,439
ドイツ	1	423	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
インド	0	1	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
マレーシア	N/A	N/A	82	2,460	149	4,374	92	3,419
オランダ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	27	661
南アフリカ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	20	465
シンガポール	N/A	N/A	N/A	301	18	301	N/A	N/A
台湾	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1	77
ウクライナ	N/A	N/A	N/A	11	0	11	N/A	N/A
トルコ	N/A	N/A	0	6	N/A	N/A	N/A	N/A
合計	189,347	8,501,270	159,510	8,020,227	129,501	5,542,522	144,041	5,670,363

出所：The Customs Department, HS Code: 0808.100

2016年のりんごの輸入は18万9,347トン（対前年比118.7%）、8,501百万パーツ（対前年比106.0%）であった。主要輸入国は数量、金額とも1位・中国、2位・ニュージーランド、3位・米国、4位・フランスであり、近年、その順位に変動はない。中国からの輸入は数量で75.5%、金額で74.6%を占めるほど伸びている。

桃（ネクタリン含む）

単位：数量（トン）、金額（千パーツ）

国名	2016年		2015年		2014年		2013年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	263	6,246	29	528	3	242	2	196
米国	102	6,732	57	4,866	67	5,714	65	4,822
オーストラリア	101	18,910	100	13,059	26	3,618	0	29
日本	33	15,475	9	4,247	6	3,329	5	2,661
韓国	6	795	3	127	2	142	4	428
ニュージーランド		110	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
フランス	N/A	N/A	0	7	0	1	N/A	N/A
合計	505	48,268	198	22,834	104	13,046	77	8,136

出所：The Customs Department, HS Code: 0809.300

2016年の桃（ネクタリンを含む）の輸入は505トン（対前年比255.1%）、48百万パーツ（対前年比211.4%）であった。主要輸入国は数量では1位・中国、2位・米国、3位・オーストラリア、4位・日本である。金額では1位・オーストラリア、2位・日本、3位・米国、4位・中国である。中国からの輸入は数量で52.1%、オーストラリアからの輸入は金額で39.2%を占めている。

いちご

単位：数量（トン）、金額（千パーツ）

国名	2016年		2015年		2014年		2013年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
米国	483	56,780	512	56,005	477	51,349	447	44,782
韓国	467	69,883	309	41,517	227	30,216	238	31,745
オーストラリア	405	100,675	231	56,586	134	32,954	99	24,154
ニュージーランド	226	84,270	244	78,712	120	36,040	104	31,005
日本	16	20,388	9	8,747	5	4,915	4	4,232
インドネシア	10	4,053	22	7,791	19	6,168	20	6,048
中国	1	156	2	97	82	1,285	N/A	N/A
メキシコ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	4
タイ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	24	1,395
アンギラ	N/A	N/A	2	511	N/A	N/A	N/A	N/A
オランダ	N/A	N/A	1	135	N/A	N/A	N/A	N/A
カナダ	N/A	N/A	N/A	N/A	1	53	N/A	N/A
チリ	N/A	N/A	0	41	N/A	N/A	N/A	N/A
スリランカ	N/A	N/A	N/A	N/A	0	17	N/A	N/A
イスラエル	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	3
合計	1,608	336,205	1,332	250,142	1,065	162,997	937	143,370

出所：The Customs Department, HS Code: 0810.100

2016年のいちごの輸入は1,608トン（対前年比120.7%）、336百万パーツ（対前年比134.4%）であった。主要輸入国は数量では1位・米国、2位・韓国、3位・オーストラリア、4位・ニュージーランドである。金額では1位・オーストラリア、2位・ニュージーランド、3位・韓国、4位・米国である。輸入数量では米国、韓国、オーストラリア各国が並んでおり3国で84.3%を占めている。金額ではオーストラリア、ニュージーランド両国で55.0%を占めている。

柿

単位：数量（トン）、金額（千バーツ）

国名	2016年		2015年		2014年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	8,708	195,329	8,867	174,558	5,718	101,847
日本	203	51,877	346	43,214	281	40,026
ニュージーランド	275	48,944	129	21,347	107	17,481
韓国	670	19,951	464	14,028	347	9,464
アメリカ	N/A	N/A	N/A	N/A	1	150
オーストラリア	N/A	N/A	N/A	N/A	0	5
北朝鮮	N/A	N/A	8	295	N/A	N/A
合計	9,857	316,106	9,813	253,443	6,454	168,973

出所：The Customs Department, HS Code: 0810.700

2016年の柿の輸入は9,857トン（対前年比100.4%）、316百万バーツ（対前年比124.7%）であった。主要輸入国は数量では1位・中国、2位・韓国、3位・ニュージーランド、4位・日本である。金額では1位・中国、2位・日本、3位・ニュージーランド、4位・韓国である。輸入数量では、中国が88.3%を占めている。金額では中国が61.8%を占めている。

輸出重点品目の輸出量推移

りんご

単位：数量（トン）、金額（千バーツ）

国名	2016年		2015年		2014年		2013年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
ラオス	3,997	59,600	1,382	21,801	398	6,247	18	263
ミャンマー	281	8,123	214	5,473	75	1,653	561	13,393
ベトナム	15	678	42	1,549	17	582	104	4,115
カンボジア	2	142	6	231	21	716	1	16
バングラデシュ	1	118	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
米国	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A	0	1
シンガポール	0	0	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A
ガーター	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
アルバニア	0	5	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
南アフリカ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	200
マレーシア	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	10
オランダ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	72
台湾	N/A	N/A	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A
香港	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	42	2,112
フランス	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	21	996
パキスタン	N/A	N/A	40	234	N/A	N/A	N/A	N/A
ドイツ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0
インドネシア	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4	144
イタリア	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0
UAE	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	2
合計	4,296	68,666	1,684	29,288	511	9,198	751	21,324

出所：The Customs Department, HS Code: 0808.1000.000

2016年のりんごの輸出は4,296トン（対前年比255.1%）、69百万バーツ（対前年比234.5%）であった。主要輸出国は数量、金額とも1位・ラオス、2位・ミャンマー、3位・ベトナム、4位・カンボジアであり、近年、その順位に変動はない。ラオスへの輸出は数量で93.0%、金額で86.8%を占めている。

桃（ネクタリン含む）

単位：数量（トン）、金額（千パーツ）

国名	2016年		2015年		2014年		2013年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
マレーシア	N/A	5	0	20	45	N/A	N/A	N/A
合計	N/A	5	0	20	45	N/A	N/A	N/A

出所：The Customs Department, HS Code: 0809.3000.000

2016年の桃の輸出実績は僅かな量だった。

いちご

単位：数量（トン）、金額（千パーツ）

国名	2016年		2015年		2014年		2013年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
ミャンマー	2	226	1	49	0	7	N/A	N/A
マレーシア	2	120	9	510	11	656	13	803
香港	0	4	0	5	0	20	0	0
カンボジア	0	27	0	9	0	17	0	13
シンガポール	0	0	0	1	0	1	0	1
日本	N/A	N/A	48	3,018	48	2,982	66	3,728
UAE	N/A	N/A	N/A	N/A	0	1	N/A	N/A
フランス	N/A	N/A	N/A	N/A	3	838	9	2,888
ラオス	N/A	N/A	N/A	N/A	4	81	0	0
モラジブ	N/A	N/A	N/A	N/A	0	22	0	7
イギリス	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1	42
ベトナム	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0	1
合計	4	377	58	3,592	66	4,625	89	7,483

出所：The Customs Department, HS Code: 0810.1000.000

2016年のいちごの輸出は4トン（対前年比14.5%）、38万パーツ（対前年比10.5%）であった。主要輸出国は数量、金額とも1位・ミャンマー、2位・マレーシアである。

1-2 輸出重点品目の現地小売価格の動向

輸出重点品目

品目	2016年	2015年	2014年
りんご	19 バーツ/kg	20 バーツ/kg	23 バーツ/kg
桃	350 バーツ/kg	-	-
いちご	140-200 バーツ/kg	160-360 バーツ/kg	180-260 バーツ/kg

備考：りんごは中国産、桃はオーストラリア産、いちごは韓国産

出所：Office of Agricultural Economics

その他

単位：平均キロ単価（バーツ）

品目	2016年		2015年				2014年			
	1-3月	4-6月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
ロンガン	34.5	35.4	37.3	33.5	28.1	28.6	37.9	36.1	24.2	25.4
ドリアン	-	71.9	79.3	50.4	46.7	47.0	48.2	40.1	33.7	34.3
ライチ	-	27.6	-	15.8	15.8	15.8	-	11.7	11.7	11.7
ランブータン	70.0	31.2	-	25.0	22.2	22.1	24.6	21.1	18.2	18.3
マンゴスチン	-	38.2	-	49.2	35.1	34.9	40.1	30.5	20.2	20.2
ロンコン	-	46.3	-	40.6	33.3	33.1	-	43.9	29.9	29.6
マンゴー	35.2	29.7	32.7	19.8	32.4	35.9	27.2	19.8	35.0	36.9
オレンジ	47.3	50.4	43.1	38.3	47.4	37.0	33.8	56.7	55.0	29.4
パイナップル	10.2	10.5	9.2	9.8	10.9	11.5	6.6	6.7	6.2	8.0
バナナ	183.4	165.3	174.6	161.4	167.2	178.1	158.8	137.6	149.2	152.7
ココナツ	1,747.0	1,524.0	988.0	990.0	894.0	971.0	1,542.0	1,429.0	1,207.0	1,146.0

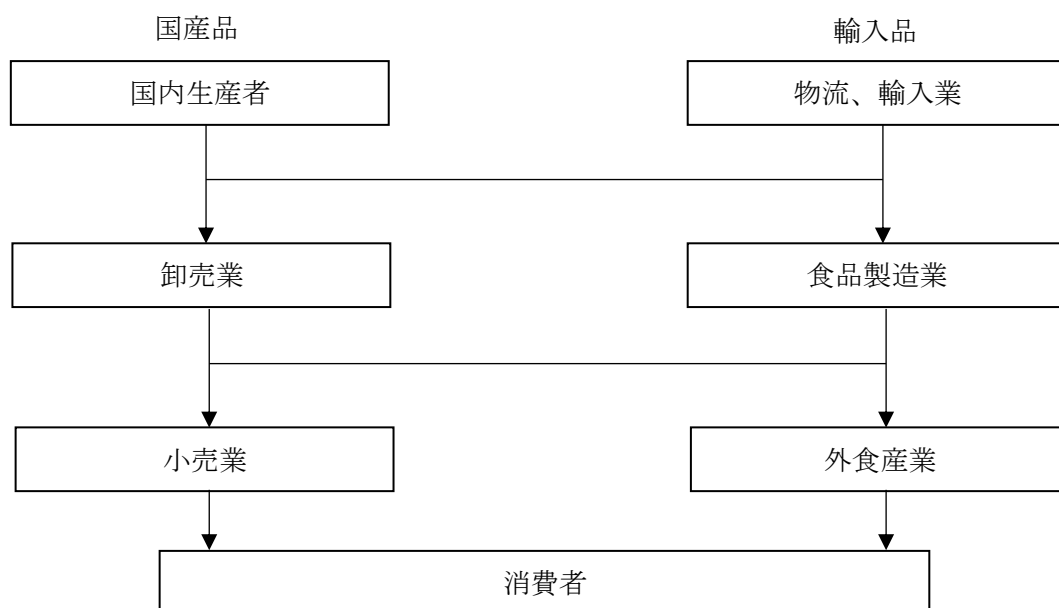
出所：Office of Agricultural Economics

2. 流通構造および価格形成の実態把握

2-1 青果物を取り扱う現地の事業者

2-1-1 青果物（又は食品）全体の市場規模

流通構造



市場規模（業種別年売上高推移）

単位：社数（事業者数）十億パーツ（売上高）

業種	2015年		2014年		2013年	
	事業者数	売上高	事業者数	売上高	事業者数	売上高
卸売業	811	44,439	731	40,341	682	36,066
物流、輸入業	1,462	161,587	2,474	232,957	2,982	392,368
小売業	354	8,402	309	6,441	257	5,928
食品製造業	153	9,564	129	7,790	118	8,001
外食産業	2,148	72,497	1,698	59,208	1,548	47,657

出所：Department of Business Development

2-1-2 青果物を取り扱う主要な事業者

(1) 輸入卸業

社名	資本金 (千バーツ)	備考
Success Import & Export Co., Ltd.	150,000	タイ資本
Vachamon Co., Ltd.	42,000	タイ・中国資本
Fruit Plus Co., Ltd.	40,000	タイ資本
A-Best Co., Ltd.,	40,000	タイ資本
Thai-Hong Fruit Co., Ltd.	10,000	タイ資本
Green Fresh Food Co., Ltd.	5,000	タイ資本
Thai AC Interfresh Co., Ltd.	3,000	タイ資本
City Fresh Fruit Co., Ltd.	1,000	タイ資本

(2) 小売業

社名	資本金 (千バーツ)	備考
Big C Supercenter PCL. (Big C)	8,250,000	ハイパーマーケット タイ全土 123 店舗
Central Food Retail Co., Ltd. (Tops Supermarket)	1,529,000	スーパーマーケット タイ全土 88 店舗
Aeon (Thailand) Co., Ltd. (Max Value)	650,000	日系スーパーマーケット バンコク 79 店舗
Tesco Stores (Thailand) Co., Ltd. (Tesco Lotus)	12,301	ハイパーマーケット タイ全土 562 店舗
Villa Market JP Co., Ltd. (Villa Market)	22,000	スーパーマーケット バンコク 32 店舗
UFM Fuji Super Co., Ltd. (Fuji Super)	100,000	日系スーパーマーケット バンコク 4 店舗

(3) 外食産業

社名	資本金 (千バーツ)	備考
Yum Restaurants International (Thailand) Co., Ltd.	1,959,586	KFC, Pizza Hut
MK Restaurant Group Public Co., Ltd.	925,850	MK Restaurant, Yayoi, Hakata, Tenjin, Na Siam, Le Siam
S&P Syndicate Public Co., Ltd.	490,408	S&P Restaurant&Bekery, Delicatessen, Vanilla Group, Grand Seaside, Tokyo Shokudo
CRG International Food Co., Ltd.	179,760	Pepper Lunch, Chabuton, The Terrace, Yoshinoya, Ootoya, Tenya, Katsuya, Cold Stone Creamery, Mister Donut, Auntie Anne's

(4) 製造業

社名	資本金 (千バーツ)	備考
Uni-President (Thailand) Ltd.	1,830,000	フルーツジュース、野菜ジュース ほか飲料製造。
Tipco Foods Public Co., Ltd.	500,000	フルーツジュース、野菜ジュース ほか飲料製造。
Doikham Food Products Co., Ltd.	340,000	フルーツジュース、野菜ジュース ほか飲料、ジャム、缶詰、調味料 等の製造。
Malee Group Public Co., Ltd.	140,000	フルーツジュース、野菜ジュース ほか飲料、缶詰等の製造。

出所：Department of Business Development

2-1-3 日本産青果物の取扱事業者

(1) 輸入卸業

社名	資本金 (千バーツ)	備考
Siam Treasure Co., Ltd.	50,000	なし、メロン、りんご、いちご。 仕入頻度は月 2-3 回、50-100Kg/回
Kobe-Ya Shokuhin Kogyo Co., Ltd.	32,000	りんご、柿を 9-12 月に仕入れ。
Jalux Asia Co., Ltd.	24,000	りんご、桃、柿、いちごを ISETAN に納入している。仕入頻度は不定期。
JR F&B Co., Ltd.	10,000	いちご、メロン。 仕入頻度は月 1 回、50Kg/回
City Fresh Fruit Ltd., Part.	10,000	りんご、いちご、柿
Tongchai Intertrading Ltd., Part.	10,000	りんご、いちご、柿
Sun Expo Services Co., Ltd.	5,000	りんご、いちご
Daisho Trading (Thailand) Co., Ltd.	2,000	りんご、いちご、メロン。 仕入頻度は不定期。在庫量をみて 発注を行う。
Queen Friut Co., Ltd.	1,000	なし、メロン、りんご、いちご。 仕入頻度は月 2-3 回、50-100Kg/回
Sireethorn International Fruits Co., Ltd.	1,000	いちご、メロン。 仕入頻度は月 1 回、50Kg/回
C&T Global Co., Ltd.	1,000	りんご、いちご

(2) 小売業

社名	資本金 (千バーツ)	備考
Big C Supercenter PCL. (Big C)	8,250,000	りんご、なし、いちご、みかん。 仕入頻度は1-2ヶ月に1回。500-800Kg/回
Central Food Retail Co., Ltd. (Tops Supermarket)	1,529,000	りんご、ぶどう、いちご、みかん、桃、なし、柿、メロン。 仕入頻度は不定期。在庫量をみて発注を行う。
Aeon (Thailand) Co., Ltd. (Max Value)	650,000	りんご、桃、みかん。 仕入頻度は不定期。在庫量をみて発注を行う。
Tesco Stores (Thailand) Co., Ltd. (Tesco Lotus)	12,301	柿、りんご、みかん。 仕入頻度は月1回、200-300Kg/回
Villa Market JP Co., Ltd. (Villa Market)	22,000	りんご、ぶどう、いちご、みかん、桃、なし、柿。
UFM Fuji Super Co., Ltd. (Fuji Super)	100,000	りんご、ぶどう、いちご、みかん、桃、なし、柿、メロン。 日本の旬の時期に合わせて仕入れを行う。

(3) 外食産業

社名	資本金 (千バーツ)	備考
MK Interfood Co., Ltd. (Yayoi)	400,000	いちご、みかん、りんご。 仕入頻度は月2回、100-200Kg/回
Oishi Group PCL. (Oishi)	375,000	いちご、桃、みかん、りんご。 仕入頻度は週1回、150-200Kg/回
CRG International Food Co., Ltd. (Otoya)	179,760	いちご、りんご、みかん。 仕入頻度は週1回、100-200Kg/回
Fuji Restaurant Management Co., Ltd. (Fuji Restaurant)	5,000	いちご、りんご。 仕入頻度は月2-3回、100-150Kg/回

出所: Department of Business Development

2-2 調査対象品目の流通経路、時間

2-2-1 日本の生産地から輸出先の小売業者等に届くまでに辿る経路、時間

[航空便の場合]

流通経路		所要日数	備考
生産者→	輸出業者	1日	-
	卸売市場	1-2日	大田市場。
	通関(日本)	即日	14時に羽田空港着。

	航空機内	翌日	冷蔵設備付きの荷室で管理。 深夜便で翌朝 5 時にバンコク到着。
	通関 (タイ)	当日	スワンナプーム空港。
	倉庫 ↓ 店頭 ↓ 一般消費者	当日	朝 5 時にスワンナプーム空港に到着した日本産の果物は、午後 2-5 時には店頭が届く。

出所：バンコクにおける日本食材取扱業者等へのヒアリング等に基づきジェトロ・バンコク事務所にて推計の上作成

[船便の場合]

流通経路		所要日数	備考
生産者→	輸出業者	1 日	-
	卸売市場	1-2 日	大田市場。
	通関 (日本)	4-7 日	その他の食材と混載することが一般的である。単品の場合、通関の日数は短縮。
	海上輸送	12-14 日	冷蔵コンテナ、CA コンテナで輸送。
	通関 (タイ)	4 日	バンコク港またはレムチャバン港。
	倉庫 ↓ 卸売業者 ↓ 店頭 ↓ 一般消費者	1 日	レムチャバン港から消費地バンコクに輸送する場合は更に 1 日追加。 モダントレード Tops Supermarket の場合。 荷物をコンテナから冷蔵トラックに移動して倉庫まで運送する。Tops のスタッフと SGS 社 (外部業者) の検査員は一緒に受け入れ検査を行う。 物流倉庫の従業員が製品を冷蔵庫に移動中に SGS 社の検査員は抜き取り検査を行う。同時に冷蔵庫内にある物の品質も確認する。 青果物の特性に合わせ、適正な温度で管理された倉庫に移動する。その日のうちに冷蔵トラックで各支店に配送を行う。 Tops など、モダントレードは卸売業者を経由しない場合が多い。 特に低温で管理が必要なものは冷蔵トラックの荷室の一番温度が低い場所に置く。各店舗に荷物が到着後、検収を行い 30 分以内に売場または冷蔵庫に運ぶ。このような方法はマニュアル化されている。

出所：バンコクにおける日本食材取扱業者等へのヒアリング等に基づきジェトロ・バンコク事務所にて推計の上作成

2-2-2 日本産品との主な競合品（他国産、当該国産）の状況

他国産の競合品も日本産と概ね同様の経路である。時間は各国により相違する。

日本産はCAコンテナ（Controlled Atmosphere Service）を使用した輸送を行っており、これが他国産との違いである。CAコンテナの利用は、コンテナ内の酸素をできるだけ遮断して積荷の青果物の鮮度を保つという特色がある。

タイ国内産のいちご、桃は北部タイの産地生産者組合や卸売市場を通じて大消費地のバンコクまで陸送される。

[タイ産いちごの場合]

流通経路		所要日数	備考
生産者 チェンマイ→	協同組合	1日	-
	卸売市場	1日	-
	陸送	1日	8-12時間。
	卸売市場	1日	タラート・タイ（タイ卸売市場）など
	卸売業者 ↓ 店頭 ↓ 一般消費者	1日	Tops Supermarket など、モダントレードは卸売業者を經由しない場合が多い。

出所：バンコクにおける日本食材取扱業者等へのヒアリング等に基づきジェトロ・バンコク事務所にて推計の上作成

2-3 調査対象品目（輸出実績がある品目）の流通費用

2-3-1 日本産品の輸送費や保険料、マージン、関税、物品税や消費税等の費用構造

日本産の流通（物流）費用・海上コンテナ（40フィート）の場合

段階	コスト		価格		備考
	項目	税率等	出荷額=100	輸入額=100	
卸売業者 ↓ 輸出業者	出荷額	-	100	-	業者や品目によりマージンは相違する。
輸出業者 ↓ 通関（日本）	マージン	5-15%	105-115	-	
	保管・通関費用等	-	110-130	-	-
海上輸送	輸送費用	3,000-3,500USD/ コンテナ	120-140	-	コンテナでの海上輸送費用はドル建。船便の需要や為替、原油価格等により変動有り。
通関（タイ）	輸入額	-	120-140	100	-
	関税	60%	190-220	160	りんご、いちご 60%/Price または 50Baht/kg

	通関業者マ ージン (含 通関手 数料)	5-15%	210-240	175	業者や品目によってマ ージンに差が有る。
通関 ↓ 倉庫 ↓ 店頭	保管・運 送費	5-10%	225-255	195	-
店頭 ↓ 一般消費者	マ ージン	30-40%	300-340	265	小売段階でのマ ージンは店舗によって差が有 る。タイでは小売店の マージン率が高いとの 事業者評あり。出荷額 の数值は事業者の評を 参考に推計。

出所：バンコクにおける日本食材取扱業者等へのヒアリング等に基づきジェトロ・バンコク事務所にて推計の上作成

2-3-2 日本産品との主な競合品（他国産、当該国産）の状況

日本食材取扱業者等へのヒアリング等に基づく、他国産の競合品も日本産と概ね同様の費用構造と推定される。

2-4 現地の商習慣

2-4-1 取引の基本的な条件

輸入の際のコンテナは20フィート、40フィートとも使用される。輸入業者または卸店が小売店に納入する場合の最低ロットはカートン単位であることが多い。取引通貨はタイ国内の場合はバーツである。品質について、タイでは甘みの強い品種が好まれるため、小売店側では同傾向の強いものを選んでいる。味の他には発色の良さ、大きさについても十分な品質が求められている。

2-4-2 取引価格の決め方

競合品の価格を参考に設定、調達コストを基に原価積み上げ式により設定、市場でのマーケティング戦略に基づき設定等の方法により販売価格は決められる。一方、日本産の青果物は他国産と比較して品質および価格面において上位にランクされるため、例えば、日本産という表示の他、産地のブランド力を生かせる北海道産、岡山県産のものなどは、スキミングプライス（上澄吸収価格戦略）の方法も用いられる。この戦略ではあえて価格を高く設定することにより、初期段階では富裕層の取り込みや良い評判を獲得することができる。

2-4-3 商品の引き取り方法

輸入青果物は生鮮品であり国境があるため返品することはできない。商品の引き取り方法には、小売店側の全量買取または委託販売（コンサインメント）がある。百貨店での販売やイベントでは委託販売もあるが、一般的には全量買取である。

2-4-4 その他

ハイパーマーケットの小売業者（Big C、Tesco など）ではエントリーフィーと呼ばれる棚代がある。この費用は日本側、輸入業者が負担するが、負担する側は場合により決められている。

販促に関する費用は輸入業者委託販売では、例えば1ヶ月という販売期間を設け、期限が近づくにつれて20%、50%と割引をして販売する。このときの費用は日本側、輸入業者と負担する側は取引条件により決められている。

輸送に関しては産地から小売店にいたるまでコールドチェーンで行われている。在庫管理は小売店側ではPOS、従業員による手作業の数量カウントのほか、輸入業者や卸業者が管理を行う場合もある。

3. 需要

3-1 概況

3-1-1 調査対象品目の現地での食習慣

熱帯モンスーン気候にあるタイでは、マンゴー、パパイヤ、グアバ、すいか、パイナップル、ココナッツなどの熱帯果実は年間を通して豊富であることから、果物はタイ人の食習慣に深く浸透した存在である。タイでは特に都市部で富裕層、中間所得層の人口が増加しており、これらの層を中心として健康志向が高まっている。近年、このような消費者需要を反映して、元々タイにない果実が世界各国から輸入されてスーパーマーケットの店頭で並ぶようになっている。

りんごは輸入果実の中では最も人気のあるものの一つである。そのまま生食することやスムージー等のジュース状にして食することが一般的である。ケーキショップではアップルパイに加工して販売している。ジャムなど加熱調理して食することは一般的ではない。

桃は高級果実の印象であり、一般家庭で食する果実として広く認知されているものではない。食べる場合は生である。

いちごは近年、急速に認知度の高まっている果物の一つである。輸入品は高額であり富裕層、中間所得層に好まれている。一方、タイ北部のチェンマイ、チェンライ県では栽培技術の向上によって、輸入品と比べても甘み、酸味、食感の近いものが生産できるようになっており、スーパーマーケット以外の市場にも高品質のものが出回るようになってきている。そのまま生で食することが一般的である。ケーキショップではケーキに加工して販売している。ジャムなど加熱調理して食することは一般的ではない。

柿は高級果実の印象であり、一般家庭で食する果実として広く認知されているものではない。食べる場合は生である。自分で食することよりも特に華僑系タイ人の間では贈答用として好まれている。

3-1-2 調査対象品目の日本産、他国産、現地産の競合状況

[りんご]

日本産のりんごは大玉で果汁が多く高級果実として認知されており、タイ人富裕層、中間所得層に人気がある。贈答用としての需要も多い。主にスーパーマーケット、高級果物専門店の店頭に並び、一つずつ緩衝材およびラップで個装して販売されている。流通形態に特色があり、他国産のりんごは卸売市場を経由することが多いが、日本産のりんごは、輸入業者から小売店（またはディストリビューションセンター）に直接納入されることが多い。

タイで流通するりんごの産地上位3か国は、中国、ニュージーランド、米国である。北半球、南半球の各国から輸入されており、冷蔵貯蔵されたものも含めて通年で市場に出回っている。普及品としてスーパーマーケット、果物専門店、市場等、幅広く流通しており、スーパーマーケットでは主にパック売りされている。

タイ国内では北部で僅かに生産されているのみであり海外産との競合になるような生産規模には至らない。

[桃]

日本産の桃は大玉で見た目が良く果汁豊富で香り良い高級果物として、富裕層、中間所得層に知られている。贈答用としての需要も多い。主にスーパーマーケット、高級果物専門店の店頭に並び、一つずつ緩衝材およびラップで個装して販売されている。

タイで流通する桃の産地上位3か国は、中国、米国、オーストラリアである。まだ一般的な果物として普及するには至らず、一部の高級スーパーマーケット、果物専門店で流通している。流通形態としては、日本産、米国産の桃は、輸入業者から小売店（またはディストリビューションセンター）に直接納入されることが多い。

タイ国内では北部で生産されているが、桃は傷みやすく輸送に手間取ることから地産地消、空港の売店等の一部で流通するのみである。

[柿]

日本産の柿は大玉で見た目が良く、甘みが強い高級果物として富裕層、中間所得層に知られている。特に華僑系タイ人に人気であり贈答用としての需要が多い。主にスーパーマーケット、高級果物専門店の店頭に並び個数売りが一般的である。

タイで流通する柿は中国産、日本産が主体となっている。まだ一般的な果物として普及するには至らず、一部の高級スーパーマーケット、果物専門店で流通している。個数売りが一般的である。

タイ国内では北部で生産されているが、生産量は僅かなものにとどまっている。

[いちご]

日本に旅行するタイ人は年々増加しており、日本産いちごの人気は高まっている。日本産いちごは他国のいちごと比べて、大きさ、食感、香り、甘み、果汁等、品質の良さは突出しており、高級果実としてタイ人富裕層、中間所得層に知られている。主にスーパーマ

ーケット、高級果物専門店の店頭に並んでいる。輸入は空輸で行われ、輸入業者から小売店（またはディストリビューションセンター）に直接納入される。

タイで流通するいちごの産地上位3か国は、米国、韓国、オーストラリアである。輸入いちごの人気は年々高まっているが、空輸のため価格は高く、まだ一般的に広く普及した果物には至らず、富裕層、中間所得層の果物となっている。

タイ国産のいちごはチェンマイ、チェンライで栽培されている。価格は輸入いちごと比較して安く、栽培技術の向上により年々品質は良くなっている。また梱包輸送技術の向上により、バンコクなどの大都市でもチェンマイ産いちごは販売されるようになった。サイズの大きいものはプラスチック容器入り、サイズの小さいものはプラスチック袋入りで販売されている。季節になればスーパーマーケット、果物専門店、市場等、幅広く流通している。

3-2 小売

3-2-1 調査対象品目の日本産、他国産、現地産の売り場の状況

りんごは他国産のものがキロ当たりの量り売り、パック売りで陳列されており、各国産、様々な色、種類のりんごが果物売場の多くの面積を占めている。

桃、柿、いちごは冷蔵設備のついた棚で温度管理のもとで販売されている。桃は他国産のものがキロ当たりの量り売り、柿は日本産のものが個装され一個あたりで販売されている。いちごは他国産、タイ産のものがパック売りで陳列されている。

スーパーマーケットではりんごだけで一つの売場を形成し、桃、柿、いちごは同じ棚で日本産、他国産、タイ産のものが同所に陳列されている。





(バンコクのスーパーマーケットにて撮影)

3-2-2 調査対象品目の日本産の主な購買層

タイの一般消費者市場は、個人所得水準の高まりとともに「トラディショナル・トレード（小さな個人食料雑貨店や市場など伝統的小売業態）」から「モダン・トレード（スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの近代的小売業態）」に移行しつつある。他国産、現地産と比べて高額な日本産のりんご、桃、柿、いちごを取り扱うのはバンコク中心部を主体とした高級スーパーマーケット、一部のハイパーマーケット、高級果物専門店であり、主な購買層はこのような店で買い物をするタイ人富裕層、中間所得層となっている。

タイ人富裕層の多くは日本への渡航経験を有し、日本の美味しいものを知っていることから、品質の良い食べ物に対しては金額を考慮しないとされる。また、日本産の果物は贈答用の籠盛りに利用されることもあるため、このような贈答品を送る習慣のある人たちが購買層となる。

4. 輸入規制およびその対応に係る実態把握

4-1 タイにおける食品輸入関連規制

タイに食品を輸出するためには、タイ法人である輸入卸売業者から各食品を管轄する政府機関に輸入許可申請を行わなければならない。各種食品の輸入許可申請詳細に関する問い合わせ先は以下の通りである。

表. 食品輸入許可申請に関する問い合わせ先

品目	申請先連絡先
加工食品	保健省食品医薬品局(タイ FDA) Food and Drug Administration Bureau of Food 所在地: 88/24 Tiwanon Road, Nonthaburi 11000 Tel: 02-590-7000 Website: http://food.fda.moph.go.th/
加工されていない野菜、 果実	農業協同組合省農業局 Department of Agriculture 所在地: 50 Phaholyothin Rd., Ladyao, Chatuchack, Bangkok. 10900 Tel: 0-2579-0151-8, Fax: 0-2579-5248 Website: http://www.doa.go.th/ http://www.doa.go.th/ard/
加工されていない水産物	農業協同組合省水産局 Department of Fisheries 所在地: Department of Fisheries Kaset-Klang, Chatuchak, Bangkok 10900 Tel: 0-2562-0600-15 Website: http://www4.fisheries.go.th/
加工されていない畜産物	農業協同組合省畜産局 Department of Livestock Development 所在地: 69/1 Phayathai road, Ratchathewi district, Bangkok 10400 Tel: 02-653-4444, Fax: 02-653-4900 Website: http://www.dld.go.th/ http://aqi.dld.go.th/
日本酒、焼酎など酒類	財務省物品税局 The Excise Department 所在地: 1488 Nakhon Chai Si Road Dusit Bangkok 10300 Tel: 02-241-5600 Website: http://www.excise.go.th/

出所: ヒアリング調査より作成

4-2 原発事故に関するタイ政府の規制および風評被害

2011年日本で原発事故が発生し、タイ政府は日本産食品に対して放射性物質検査報告書、産地証明書の提出を義務付けていたが、2015年4月に大幅な緩和が発表され、現時点では野生動物肉を除き、放射性物質検査報告書、産地証明書は不要となっている。

また、風評被害については、原発事故が発生してから約半年の間は、タイでも日本産食品が避けられる傾向があったが、官民一体となった風評被害払拭活動によりタイにおける日本産食品への安心感は他国と比較しても早い段階で回復していった。2016年現在、日本産食品を原発事故と結びつけ、危険だと考えているタイ人消費者はほぼいない状態となっている。

4-3 輸入規制の対応に係る実態

タイに食品を輸出する場合、輸出入手続きに必要な書類についてはタイ側と日本側で必要書類の種類や様式に差異があり、記載内容に掛かる輸出側とタイ当局との認識相違や、軽微な書類の不備を理由とした通関差止などの問題が生じることがある。

加えて、タイの輸入規制に係る当局の通達事項が、末端の現場担当者にまで周知されていないこともあり、現場担当者によって輸入手続きに関する判断が異なるケースや、法改正が反映されていないケースがあるなど、現場での混乱を招いているケースもある。

また加工食品をタイに輸入する際には、食品製造・輸入業者が、食品医薬品局（Food and Drug Administration: FDA）から、事前に食品登録番号（通称：オーヨーマーク）を取得する必要があるが、FDA職員の対応（FDA職員の裁量にて審査に必要な書類を追加要求することが認められている）によっては、輸入業者等が申請をしてから登録番号が発行されるまでの期間のバラツキが大きい。

一般的食品であれば概ね1-3ヵ月で登録は完了するが、過去には最長で4年もかかった事例もある。

なお、FDA審査に時間が掛かる事例として、申請書類の記載ミスや必要書類の不備など、輸出側に起因するものも少なくない。

4-3-1 加工食品の現地輸入規制

タイに輸入される食品は、すべてタイ保健省所管の食品法に従う必要がある。食品法に基づく規則が保健省や食品医薬品局（Food and Drug Administration: FDA）の告示で通達されている。FDAは食品の安全性確保に係る中心的な役割を担い、食品の製造、販売、輸入の基準策定、許認可等を監督している。

（1）食品の分類

食品法では、1) 食品を特定管理食品、2) 品質規格管理食品、3) 表示管理食品、4) 一般食品の4グループに分類し、それぞれ製造、販売に関する認可申請手続き、衛生管理、ラベル表示に関する規則を定めている。そのため日本からタイに輸出しようとする加工食品が上記の4種類のどれに属するのかを調べる必要がある。分類定義は明確でないため、製造者や輸出者が独自に判断せず、必ず輸入者を通じてFDAの判断を仰ぐ必要がある。

その他の行政機関として、動物伝染病予防法、植物検疫法及び植物品種法に基づく農産物から加工食品に及ぶ食品の安全管理を行う農業・協同組合省（Ministry of Agriculture and Cooperatives: MOAC）、輸出入管理法に基づく食品の輸出入禁止・制限品目の指定を行う商務省（Ministry of Commerce: MOC）、放射能、遺伝子の分析と証明書発行に関わる科学技術省（Ministry of Science and Technology: MOST）がある。

（２）輸入手続き

①輸入者要件

食品の輸入業者は、「タイ王国への輸入および仕入許可証（Or. 7）」の取得が必要である。

②輸入品目の事前登録

・食品登録番号の取得

食品の輸入に先立ち、食品グループ 1), 2), 3) の場合、食品の製造・輸入業者は FDA から食品登録番号（通称：オーヨーマーク）を取得する必要がある。

・食品調理法登録

食品の分類や加工の程度によっては、食品調理法を登録する必要がある。

・GMP 証明書

保健省告示 No. 193、改正版 239 号、318 号の「食品製造方法、製造用具及び保存方法を規定する食品」58 品目については食品登録番号申請時や輸入時に製造国側の適正製造規範（Good Manufacturing Practice: GMP）証明書が必要である。

③事前確認

食品分類を含め、輸入手続きや衛生規則などは、FDA 食品管理部に事前に確認することが望ましい。問い合わせ先は FDA 内のワンストップ・サービスセンター（OSSC）に行く。

④ 手数料

食品生産認可証やその他の証明書の手数料として、以下の省令に基づく金額を納付する。

・労働者数 7 人以上 20 人未満、機械不使用もしくは機械合計 2 馬力未満の事業を行う工場の食品生産認可証 1 通 3,000 バーツ

・労働者数 20 人以上、機械不使用もしくは機械合計 2 馬力未満の事業を行う工場の食品生産認可証 1 通 5,000 バーツ

・2 馬力もしくは 2 馬力相当以上 10 馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証 1 通 6,000 バーツ

・10 馬力もしくは 10 馬力相当以上 20 馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証 1 通 7,000 バーツ

・25 馬力もしくは 25 馬力相当以上 50 馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証 1 通 8,000 バーツ

・50 馬力もしくは 50 馬力相当以上の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証 1 通 10,000 バーツ

・食品輸入許可証 1 通 15,000 バーツ

・暫定食品生産認可証 1 通 2,000 バーツ

（作成者注：「暫定食品」は販売用ではない展示用食品、輸出向け食品など）

・暫定食品輸入許可証 1 通 2,000 バーツ

・食品登録証明書 1 通 5,000 バーツ

・認可証代用交付版 1 通 500 バーツ

- ・食品登録証明書代用交付版 1通 500 パーツ
- ・認可証更新の場合、各種認可証の手数料と同額とする。

(3) 輸入のための許可要件

食品の衛生規則は随時、保健省の告示として通達されている。

(4) 表示方法

①一般食品

保健省告示 367 号「包装食品のラベル表示について」（2014 年）において、例外を除き、すべての食品は定められた事項を表示することが義務付けられている。「特定管理食品」、「品質規格管理食品」や「表示管理食品」などの管理食品と「一般食品」では義務表示項目は異なるが、タイ語と外国語併記による表示、またはタイ語のみによる表示が義務付けられている。加工食品で「一般食品」に該当する場合は、以下の項目を表示する。

- ・食品名
- ・輸入者の名前、住所、製造国名
- ・メトリック法による食品の正味重量
- ・製造年月日（年月）、賞味期限（品質保持期限）

②一般食品以外

「一般食品」以外の食品では、以下の表示が義務付けられている。

- ・食品名
- ・輸入者の名前、住所、製造国名
- ・メトリック法による食品の正味重量
- ・製造年月日（年月）、賞味期限（品質保持期限）
- ・食品登録番号、主要成分、「保存料使用」「天然着色料使用」あるいは「合成着色料使用」「・・・を調味料として使用」（調味料の名前を記載）、「・・・を砂糖の代わりに使用」（甘味料の名前を記載）などの表示、必要に応じて適切な保存方法、調理法などの表示が必要になる。
- ・乳幼児あるいは特定の者を対象とする食品では、必要な注意書きまたは使用方法、その他 FDA が告示で指定した食品の場合は FDA が規定した表示が必要となる。なお、特定管理食品、大臣が規定したその他の食品の表示は FDA の検査を受け、事前に使用許可を得る必要がある。

③その他の表示規則

遺伝子組み換え食品の表示（保健省告示 No. 251）や「乾燥剤を含む」の表示（保健省告示：No. 244）などがある。また、栄養成分については任意表示であるが、表示する場合は栄養成分表示に関する保健省告示 No. 182（1998 年）、および No. 374（2016 年）に従って表示する必要がある。

(5) 品目別輸入手続きについて

①コメ加工品（HS1904）

コメ加工品の輸入の場合、ビタミン添加米、赤飯などの他の原材料とともに調理した米飯および冷凍調理加工米飯は、FDA の分類で「品質規格管理食品」扱いとなるため食品登録番号の事前取得が必要で、製造国の GMP 証明書が必要になる。無菌包装調理米は「一般食品」の扱いであり、食品の輸入業務許可書のみで輸入できる。

②野菜加工品（HS2001-2006）

冷凍の野菜加工品については、製造国での GMP 証明書を輸入前の食品登録番号取得の際に求められる。

③果実加工品 (HS2007-2009)

冷凍の果実加工品や缶詰などの密閉容器に詰められた果実・飲料については、製造国での GMP 証明書を輸入前の食品登録番号取得の際に求められる。

④乳製品 (HS0401-0406, HS2105)

食品法上アイスクリーム、チーズ、バターおよびマーガリンなどは「品質規格管理食品」に分類され、事前に食品登録番号の取得のほか、申請時には製造国からの GMP 証明書が必要である。

⑤食肉および食肉加工品 (HS0201-0210, HS1601-1603)

ハム、ソーセージ、ベーコン等の畜産加工品は日本からの輸出に際し「家畜伝染病予防法」の下に動物検疫の対象となるため、事前に農林水産省動物検疫所に相談・確認が必要である。また、同畜産加工品は「表示管理食品」に分類され、事前に食品登録番号の取得のほか、製造国からの GMP 証明書が必要になる。日本の厚生労働省が定める、「対タイ輸出牛肉取扱要領」に基づき処理された牛肉は、「一般食品」に分類され輸入可能である。

⑥水産品および水産加工品 (HS0301-0307, HS1604-1605)

タイでは食品衛生上、フグおよびそれを含む食品については販売・輸入が禁止されているが、それ以外の水産物、水産加工品については日本からの輸入は可能である。また、水産物は概ね「一般食品」に分類される。他方、水産加工品はその種類と加工の程度により、「一般食品」以外に分類されることが多く、事前に食品登録番号の取得のほか、分類により食品調理法登録、また製造国からの GMP 証明書が必要になる。

(6) 輸入通関手続き

貨物受け取りの際に輸入者は以下の書類を提出する。

- a. 輸入申告書 (税関書式 No. 99 または 99/1)
- b. インボイス
- c. パッキングリスト
- d. 船荷証券 (B/L) もしくは航空貨物運送状 (Air Waybill)
- e. 輸入申告全額が 50 万バーツを超える場合は、外国為替取引申告書
- f. 通関細目リスト (税関書式 No. 170)
- g. 貨物受渡し書 (税関書式 100/1 または 469)
- h. 保険料請求書
- i. 輸入管理品目または輸入許可品目の場合、関連省庁の発行する輸入承認書
- j. 原産地証明書 (該当する場合)
- k. 輸入品 (貨物) の税関用説明資料 (カタログ等)

(7) 関税、その他諸税

①日本タイ経済連携協定 (JTEPA)

2007 年 11 月に日タイ経済連携協定 (JTEPA) が発効し、商品により特惠関税が適用される。JTEPA 税率を適用するためには、原産地規則および積送基準を満たす必要がある。また、日本からの特定原産地証明書が必要である。

②付加価値税 (VAT)

輸入額と関税の合計に付加価値税 (VAT) 7%が課税される。

4-3-2 現地輸入手続き

(1) 入許可申請

貨物がタイに到着した際は、輸入者は付属書類を添付して税関に通関申告を行わなければならない。税関関税率法令 (No. 4) B. E. 2549 (その後、税関関税率法令 (No. 5) B. E. 2555 により廃止) は、ASEAN 統一関税率に従って税関関税率法令 B. E. 2530 の第 2 部の輸入関税の個所を 8 桁に修正したが、従来の EDI を通しての通関手続きは 8 桁システムに適合していない。そのために電子通関システム (E-Customs) が EDI システムに代わって導入された。

(2) 要書類等

①事業者登録

通関手続き、およびその他通関規制手続きを電子的に行おうとする者 (企業または個人) は、次の各部局に事業者登録しなければならない。

- ・登録・特典部
- ・手続標準・価格部
- ・税関総括管理部もしくは関税支署

また、登録には当局への所定の書類提出が求められる。

②E-Custom への登録

1) 法人の場合

E-Custom 手続きを希望する法人は、下記の書類を添付して登録書式 1 により申請しなければならない。

- ・商務省事業開発局 (DBD) 発行の法人登記に関する宣誓書 (Affidavit) (6 カ月以内に発行されたもの)、外国企業の場合は公証人により公証された法人設立認可証 (6 カ月以内に発行されたもの) およびその認定コピー
- ・歳入局発行の Tax ID カードもしくは付加価値税登録証
- ・税務申告に使用する預金通帳の認定コピー、もしくは銀行職員により承認されたコピーおよび税金の還付または税務納付に銀行口座が必要な場合には直近 6 カ月分の銀行口座明細書
- ・特定のケースに必要な追加的な書類

特定のケース	必要な追加書類等
会社の規定で法的権限は会社印鑑が捺印されている署名権者による書面が持つとしている場合	Bor. Or. Jor3 もしくは Hor. Sor. 2 と呼ばれる登録書 (認定された捺印付き)
共同経営責任の場合	すべての署名権者の署名が求められるとともに、ID カードの認定コピーもしくはパスポートのコピー
駐在員事務所の場合	公正証書による委任状を添付した上で、商務省発行の事業運営のための宣誓供述書 (認定されたもの)
協同組合 (慈善目的もしくは学校) の場合	権限者が任命した取締役のリストを記載している認定書類を添付した上で、事業運営のための宣誓供述書 (認定されたもの)、委任状、定款および ID カード
合併事業の場合	合併事業契約書 (認定されたもの)。もし契約書が外国語で記載されている場

	合、一般に認知されている機関が行ったタイ語訳が必要。また、事務所の指揮責任者の名前が明記されていない場合は、委任状（認定されたもの）が必要。
--	--

- ・ ID カードもしくはパスポートの認定コピー

2) 自然人の場合

E-Custom 手続きを希望する自然人は、下記の書類を添付して登録書式 1-1 により申請しなければならない。

- ・ ID カードまたはパスポートの認定コピー
- ・ 口座番号、口座名義人の銀行の住所が記載された銀行取引明細書（銀行が承認したものの認定コピー）、もしくは通帳の認定コピー、および税金の還付または税務納付に銀行口座が必要な場合には直近 6 カ月分の銀行口座明細書

一度、通関手続きもしくはその他通関規制を電子的に使用することが承認されると、当該人は、輸入、輸出その他税恩典、税務申告などのすべての従来の通関手続きを電子式に、かつカードを用いることなしに手続きを完結することができる。

③E-Custom のアクセス制限、維持、登録抹消

登録された E-Custom 手続きおよびアカウントは、次の条件の下、アクセスが制限される。

- ・ カスタム・パス・オペレーター、カスタム・プロシージャー・オペレーターとして登録された自然人が、連続した 6 カ月間に通関活動をしなかった場合、税関による情報へのアクセスが制限され、その後、輸出入情報の送信ができなくなる。
- ・ カスタム・パス・オペレーターとして登録した法人が、連続した 1 年の間に通関作業をしなかった場合は、税関による情報へのアクセスが制限され、その後、輸出入情報の送信ができなくなる。

税関による情報へのアクセスを維持する場合は、Form10 に記入して税関へ提出する。

カスタム・パス・オペレーターの登録抹消をする際は、Form9 に記入して税関へ提出する。

税関への提出を代理人が行う場合、署名した申請書に ID カード、パスポートもしくは政府によって発行された類似書類を添付する。

④通関手続き

1) 輸入通関手続き

・ 輸入者が自らのコンピュータで、もしくは当局のサービス窓口においてインボイスに関するすべての情報を記入すると、同情報は自動的に輸入通関のためのインボイス情報として登録される。その後、輸入者は輸入申告書を税関のコンピュータに送信しなければならない。

- ・ 申告情報入手後、税関は申告情報をチェックし必要に応じ修正を加える。
- ・ 輸入申告情報のチェック後、必要に応じて税関が設定する条件とともに、次の 2 つのグループに分類された上で輸入申告書 No. が発給される。

グリーンライン：関税支払の段階に直接進み、その後税関から貨物が手渡される。

レッドライン：関税の支払い、貨物の受領の前に関税評価に関して税関職員にコンタクトしなければならない。

- ・ 貨物受け取りの際、輸入者は次の書類を提出しなければならない。
 - a. 輸入申告書（税関書式 No. 99 または 99/1）
 - b. インボイス

-
- c. パッキングリスト
 - d. 船荷証券 (B/L) もしくは航空貨物運送状 (Air Waybill)
 - e. 輸入申告全額が 50 万バーツを超える場合は、外国為替取引申告書
 - f. 通関細目リスト (税関書式 No. 170)
 - g. 貨物受渡し書 (税関書式 100/1 または 469)
 - h. 保険料請求書
 - i. 輸入管理品目または輸入許可品目の場合、関連省庁の発行する輸入承認書
 - j. 原産地証明書 (該当する場合)
 - k. 輸入品 (貨物) の税関用説明資料 (カタログ等)

2) 国内一括窓口サービス (Thailand National Single Window)

2014 年 9 月 23 日に成立 (翌日から施行) した新規則により、輸入、輸出、運送、および物流許可を得ようとする者またはその他の証明書もしくは書類を必要とする者は、関連する申請書を電子的方法により一括して 1 つの窓口提出すれば済むこととなった (同サービスを利用するためには上記カスタム・パス・オペレーターの登録をしている必要がある)。

各々の所管当局の許可または承認が得られると、その情報は電子的方法により当該所管当局から税関に通知される。これは ASEAN 一括窓口設立および運用のための協定に基づき、タイが国内一括窓口サービス政策を実施するものである。

3) 原産地証明書

特惠関税適用品目の原産地証明書。主要なフォームは次の通りである。

フォーム A、フォーム D、フォーム E、フォーム AJ、フォーム AK、フォーム JTEPA、フォーム GSTP、フォーム AISP、フォーム TC、フォーム TP

4) 査証

必要ない。

2016年度青果物の輸出重点国における流通構造調査（タイ）
2017年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林産品支援課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-8348

禁無断転載